

地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第86号

平成23年度から平成28年度までにおける地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センターの動態システム用端末機等の賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

平成23年12月5日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 高杉 豊

1 入札に付する事項

- (1) 借入件名
大阪府立成人病センター動態システム用端末機等賃貸借
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
平成24年2月1日から平成28年7月31日まで
- (4) 履行場所
大阪市東成区中道一丁目3番3号
大阪府立成人病センター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (7) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 平成21年4月1日からこの告示の日までに国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体又は公共的団体において情報処理用機器等の賃貸借契約を締結し、そのすべてを誠実に履行した実績を有すること。
- (9) この告示の日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - ウ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があつたとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。
- (10) 平成23・24年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「情報処理用機器（種目コード158）」に登録されている者であること。

なお、その登録をされていない者で、本件入札に参加を希望するものは、次により資格審査を申請することができる。

ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先
〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目
(TEL (06) 6944-6644)
大阪府総務部契約局建設工事課業務管理グループ

イ 申請の方法

- (ア) 大阪府電子調達システム (<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/>。以下「システム」という。)において、必要な事項を入力し、送信する。
(イ) 添付書類は、郵送し、又は持参する。

ウ 申請期限

平成23年12月14日 (水) 午後4時
なお、添付書類は、同日 (水) 午後4時までに必着とする。

エ その他

詳細は、イ(ア)のシステムの説明による。

3 入札参加資格審査及び入札の手続

- (1) 入札参加資格審査申請書類、入札説明書、仕様書、契約条項等の交付

ア 交付期間

平成23年12月5日 (月) 午前9時から同月14日 (水) 午後5時まで

イ 交付方法

大阪府立成人病センターのホームページより交付する。

ホームページURL : <http://www.mc.pref.osaka.jp/nyusatu/index.htm>

なお、ホームページによるダウンロードが困難な場合は、大阪府立成人病センター事務局総務・人事グループにて交付する。この場合の交付期間は、上記アと同様とする。ただし、日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時までとする。

- (2) 申請書類の提出期間及び提出場所

本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書類を期限までに提出しなければならない。

ア 提出期間

平成23年12月5日 (月) から同月14日 (水) まで (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

〒537-8511 大阪市東成区中道一丁目3番3号
大阪府立成人病センター 総務・人事グループ

ウ 提出方法

提出書類は、持参するものとし、郵送又は電送による申請は認めない。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成 23 年 12 月 20 日(火) 午前 10 時

イ 場所

大阪市東成区中道一丁目 3 番 3 号

大阪府立成人病センター本館 6 階会議室

ウ その他

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 入札保証金

契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、大阪府立成人病センターにより入札参加資格を有するものと認められた者であっても、入札時点において2に掲げる入札参加資格を満たさない者のした入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成

契約書を作成する。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、有効に入札を行った者のうち、入札書に記載された金額の100分の105に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）が契約事務取扱規程第8条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した入札者が

参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会するものとする。

(5) 誓約書の提出の確認

大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

(6) 契約保証金

ア 落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第 44 条の規定により契約保証金を納めなければならない。

(ア) 納付期日

契約締結の日

(イ) 納付場所

大阪市東成区中道一丁目 3 番 3 号

大阪府立成人病センター 事務局総務・人事グループ

イ 上記にかかわらず、契約事務取扱規程第 26 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(7) 契約に関する事務を担当する名称及び問い合わせ先

〒537-8511 大阪市東成区中道一丁目3番3号

(TEL06 (6972) 1181)

大阪府立成人病センター事務局総務・人事グループ

(8) 詳細は、入札説明書による。